



島根県報

平成28年6月3日（金）

第2,806号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	4
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（ " ）	4
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障 がい 福 祉 課）	5
平成27年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜 産 課）	5
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	5
保安林の指定（3件）	（森 林 整 備 課）	6
補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を定める告示	（土 木 総 務 課）	8
島根県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正	（会 計 課）	9

【公 告】

土地区画整理組合の設立の認可	（都 市 計 画 課）	9
----------------	-------------	---

【特定調達公告】

第5期全県域WANネットワークサービスに係る随意契約の相手方等	（情 報 政 策 課）	9
---------------------------------	-------------	---

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の変更		10
-----------------------	--	----

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		10
---------------	--	----

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	11
--------------------------------------	-----------	----

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警 察 本 部）	13
-----------------	-----------	----

告 示

島根県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
合同会社 花麗	出雲市高岡町397-8	居宅介護支援	くま&ローズマリー相談室	出雲市大社町遙堪1189	平成28年3月22日
社会福祉法人 金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463-10	居宅介護支援	デイサービス 金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463-10	平成28年5月1日
社会福祉法人 大田市社会福祉事業団	大田市川合町川合1081-2	訪問入浴介護	ピラおおだデイサービスセンター	大田市川合町川合1081-2	平成28年4月19日
社会福祉法人 大田市社会福祉事業団	大田市川合町川合1081-2	介護予防訪問入浴介護	ピラおおだデイサービスセンター	大田市川合町川合1081-2	平成28年4月19日
医療法人 石見クリニック	益田市駅前町7-1	居宅療養管理指導	医療法人 石見クリニック	益田市駅前町7-1	平成28年4月1日
医療法人 石見クリニック	益田市駅前町7-1	介護予防居宅療養管理指導	医療法人 石見クリニック	益田市駅前町7-1	平成28年4月1日
社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団	広島県廿日市市原362-2	地域密着型通所介護	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団 益田市デイサービスセンター湖水園	益田市高津六丁目18-25	平成28年4月1日

島根県告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
若槻 博	松江市雑賀町526-5	居宅療養管理指導	若槻歯科	松江市雑賀町210	平成27年3月31日
若槻 博	松江市雑賀町526-5	介護予防居宅	若槻歯科	松江市雑賀町210	平成27年3月31日

		療養管理指導			
土田 耕平	松江市浜乃木六丁目1 -36	居宅療養管理 指導	土田歯科医院	松江市浜乃木六丁目 1-36	平成27年3月31日
土田 耕平	松江市浜乃木六丁目1 -36	介護予防居宅 療養管理指導	土田歯科医院	松江市浜乃木六丁目 1-36	平成27年3月31日
島根県農業協同組 合	松江市殿町19-1	訪問看護	J Aしまね くに びき 歯科診療所	松江市西津田三丁目 5-16	平成27年10月1日
島根県農業協同組 合	松江市殿町19-1	訪問リハビリ テーション	J Aしまね くに びき 歯科診療所	松江市西津田三丁目 5-16	平成27年10月1日
島根県農業協同組 合	松江市殿町19-1	居宅療養管理 指導	J Aしまね くに びき 歯科診療所	松江市西津田三丁目 5-16	平成27年10月1日
島根県農業協同組 合	松江市殿町19-1	介護予防居宅 療養管理指導	J Aしまね くに びき 歯科診療所	松江市西津田三丁目 5-16	平成27年10月1日
島根県農業協同組 合	松江市殿町19-1	介護予防訪問 看護	J Aしまね くに びき 歯科診療所	松江市西津田三丁目 5-16	平成27年10月1日
島根県農業協同組 合	松江市殿町19-1	介護予防訪問 リハビリテー ション	J Aしまね くに びき 歯科診療所	松江市西津田三丁目 5-16	平成27年10月1日
株式会社サン・メ ディカル	広島県福山市新涯町1 -17-1	介護予防居宅 療養管理指導	株式会社サン・メ ディカル薬局 塩 冶店	出雲市塩冶町771- 2	平成27年11月1日
山形 晃三	浜田市殿町83-92	居宅療養管理 指導	山形歯科医院	浜田市殿町83-92	平成27年12月31日
山形 晃三	浜田市殿町83-92	介護予防居宅 療養管理指導	山形歯科医院	浜田市殿町83-92	平成27年12月31日
角 汎	出雲市大社町杵築東 491	居宅療養管理 指導	角歯科医院	出雲市大社町杵築東 491	平成27年12月31日
角 汎	出雲市大社町杵築東 491	介護予防居宅 療養管理指導	角歯科医院	出雲市大社町杵築東 491	平成27年12月31日
伝心堂株式会社	松江市鹿島町手結1108 -1	福祉用具貸与	伝心堂株式会社	松江市鹿島町手結 1108-1	平成28年1月13日
伝心堂株式会社	松江市鹿島町手結1108 -1	介護予防福祉 用具貸与	伝心堂株式会社	松江市鹿島町手結 1108-1	平成28年1月13日
伝心堂株式会社	松江市鹿島町手結1108 -1	特定福祉用具 販売	伝心堂株式会社	松江市鹿島町手結 1108-1	平成28年1月13日
伝心堂株式会社	松江市鹿島町手結1108 -1	特定介護予防 福祉用具販売	伝心堂株式会社	松江市鹿島町手結 1108-1	平成28年1月13日
サンキ・ウェルビ ィ株式会社	広島県広島市西区商工 センター六丁目1-11	居宅介護支援	サンキ・ウェルビ ィ介護センター秋 鹿	松江市岡本町1041番 1	平成28年3月31日
NPO法人石見の 家	江津市嘉久志町イ1249 番地12	認知症対応型 通所介護	デイホームまった り	江津市嘉久志町イ 1249番地12	平成28年2月29日

NPO法人石見の家	江津市嘉久志町イ1249番地12	介護予防認知症対応型通所介護	デイホームまったり	江津市嘉久志町イ1249番地12	平成28年2月29日
社会福祉法人 亀の子	大田市長久町長久口267-6	通所介護	亀の子デイサービス	大田市長久町長久口267-6	平成28年3月31日
社会福祉法人 亀の子	大田市長久町長久口267-6	介護予防通所介護	亀の子デイサービス	大田市長久町長久口267-6	平成28年3月31日
社会福祉法人 仁摩福祉会	大田市仁摩町仁万843	通所介護	デイサービスセンター ことひめ	大田市仁摩町馬路831番地1	平成28年3月31日
社会福祉法人 仁摩福祉会	大田市仁摩町仁万843	介護予防通所介護	デイサービスセンター ことひめ	大田市仁摩町馬路831番地1	平成28年3月31日
山本 昭彦	出雲市下古志町773-3	居宅療養管理指導	山本歯科医院	出雲市下古志町773-3	平成28年5月1日
山本 昭彦	出雲市下古志町773-3	介護予防居宅療養管理指導	山本歯科医院	出雲市下古志町773-3	平成28年5月1日
社会福祉法人 西中国キリスト教会事業団	広島県廿日市市原362-2	通所介護	益田市デイサービスセンター湖水園	益田市高津六丁目18番25号	平成28年3月31日
社会福祉法人 西中国キリスト教会事業団	広島県廿日市市原362-2	認知症対応型通所介護	益田市デイサービスセンター湖水園	益田市高津六丁目18番25号	平成28年3月31日
社会福祉法人 西中国キリスト教会事業団	広島県廿日市市原362-2	介護予防認知症対応型通所介護	益田市デイサービスセンター湖水園	益田市高津六丁目18番25号	平成28年3月31日
社会福祉法人 恵寿会	出雲市神西沖町1313番地	居宅介護支援	出雲サンホーム指定居宅介護支援事業所	出雲市神西沖町1313番地	平成28年4月30日

島根県告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 あい來	通所介護	デイサービスむつみ	出雲市中野町862	平成28年5月30日
	介護予防通所介護			

島根県告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社爽やかケア山陰	居宅介護支援	株式会社爽やかケア山陰 居宅介護支援事業所	江津市江津町890番地2	平成28年6月1日

島根県告示第414号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人創文会	ハートピア出雲ステップ	出雲市武志町693番地6	平成28年6月1日

島根県告示第415号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成27年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11343130843	茂勝華（黒原5781）	肉用牛 黒毛和種	1 級
11344080659	千隆（黒原5782）	肉用牛 黒毛和種	1 級

島根県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

奥出雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

村尾 明利 仁多郡奥出雲町小馬木1479番地2

勝田 力 仁多郡奥出雲町下阿井881番地

勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地

川西 範昌 仁多郡奥出雲町三成220番地

土屋 武雄 仁多郡奥出雲町亀嵩997番地

岸本 徳光 仁多郡奥出雲町八代1199番地 4
高橋 護 仁多郡奥出雲町竹崎1390番地
嵐谷 和則 仁多郡奥出雲町竹崎348番地
安部 備造 仁多郡奥出雲町中村777番地 2
高橋 和義 仁多郡奥出雲町八川18番地
内田 和夫 仁多郡奥出雲町馬馳548番地
大坂 茂 仁多郡奥出雲町鴨倉744番地
松浦 士登 仁多郡奥出雲町三成197番地23-211

監事

藤原 純夫 仁多郡奥出雲町小馬木971番地
佐藤 修二 仁多郡奥出雲町高田332番地
響 芳秋 仁多郡奥出雲町下阿井616番地

2 就任年月日

平成28年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

村尾 明利 仁多郡奥出雲町小馬木1479番地 2
田部 英年 仁多郡奥出雲町三沢563番地
糸原 功 仁多郡奥出雲町八川2045番地 1
勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地
勝田 力 仁多郡奥出雲町下阿井881番地
川西 範昌 仁多郡奥出雲町三成220番地
土屋 武雄 仁多郡奥出雲町亀嵩997番地
安部 眞一 仁多郡奥出雲町中村458番地内 2
岸本 徳光 仁多郡奥出雲町八代1199番地 4
高橋 護 仁多郡奥出雲町竹崎1390番地
吉川 賢一 仁多郡奥出雲町上三所585番地
嵐谷 和則 仁多郡奥出雲町竹崎348番地

監事

長谷川 昭 仁多郡奥出雲町下阿井98番地 1
藤原 純夫 仁多郡奥出雲町小馬木971番地
佐藤 修二 仁多郡奥出雲町高田332番地

島根県告示第417号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市鍋石町620-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2853

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町蔵田南肥2312-2、2313、2321、2322、2345、畑奥2351、2351続1、2354、2389

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第420号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまねの建設担い手確保育成補助金

2 交付の目的

建設業者等が担い手確保・育成のために行う取組を総合的に支援し、もって建設産業の経営基盤強化と雇用創出に資することを目的とする。

3 事業名、対象事業の内容、交付の対象者、補助対象経費並びに交付の率及び限度額

事業名	対象事業の内容	交付の対象者	補助対象経費	交付の率及び限度額
合同企業説明会開催事業	県内及び県外で開催する合同企業説明会（厚生労働省の建設労働者確保育成助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業）（以下「助成金」という。）を受給して実施する事業に限る。）	県域の建設産業団体（県内全域を対象とした建設業協会及び専門工事業団体をいう。以下同じ。）	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、広報費その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、150万円以内の額とする。
現場見学会等開催事業	児童、生徒等を対象に県内で開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップ事業（厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。）	県内の建設産業団体（県内の建設業協会及び専門工事業団体（県域の建設産業団体を含む。）をいう。）	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、傷害保険料その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、30万円以内の額とする。
若年労働者資格取得講習会開催事業	若年労働者の処遇改善を目的として開催する資格取得講習会（厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。）	県域の建設産業団体	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、50万円以内の額とする。
「もっと女性が活躍」	建設産業への女性の就職促進や就労継続、家庭との両立に向け	建設女子会、建設業団体、教育機	専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、会議費、研修会等参	補助対象経費の10分の10以内で、かつ、

躍できる 建設業」 協働推進 事業	て、交付の対象となる団体の構 成員が協働して行う活動等	関、報道機関等で 構成される団体	加費、バス等借上料、施設等借 上料、調査・研究等委託費、印 刷製本費、広報費、通信運搬 費、消耗品費その他知事が必要 と認める経費	500万円以内の額と する。
----------------------------	--------------------------------	---------------------	---	-------------------

島根県告示第421号

島根県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年島根県告示第367号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1項中「委員会」を「委員」に、「3人」を「5人以内」に改める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 組合の名称
安来市和田南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成28年6月3日から平成33年3月31日まで
- 3 施行地区
安来市黒井田町の一部
- 4 事務所の所在地
安来市黒井田町630番地
- 5 設立認可の年月日
平成28年6月3日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
4の事務所の掲示板及び安来市役所の掲示板に掲示する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
第5期全県域WANネットワークサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 島根支店長 江崎 順一 島根県松江市東朝日町102
- 5 随意契約に係る契約金額
1,111,742,597円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、雲南市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	変更事項	変 更 内 容	
		変更前	変更後
久野交流センター	施設の所在地	雲南市大東町上久野136番地	雲南市大東町上久野136番地1
雲南市大東体育文化センター	施設の所在地	雲南市大東町大東1349番地	雲南市大東町大東1405番地
中野交流センター	施設の所在地	雲南市三刀屋町中野280番地1	雲南市三刀屋町中野375番地2

監 査 委 員 会 告 示

島根県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人峠田晃宏から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県監査委員 角 智 子
同 中 島 謙 二
同 錦 織 厚 雄
同 後 藤 勇

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所
高橋七子 雲南市大東町大東1888番地
- 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成28年5月27日から平成29年3月31日まで

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月3日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第19号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部第3条第2項の項中「第3条第2項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第4条第3項の項中「第4条第3項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第5条第2項の項中「第5条第2項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第5条第3項の項中「第5条第3項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第5条第4項の項中「第5条第4項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第7条第1項の項中「第7条第1項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第7条第5項（第7条の2第3項において準用する場合を含む。）の項中「第7条の2第3項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」、第7条の3第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び第31条の23」を加え、同部第7条第6項の項中「第7条第6項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第7条の2第1項の項中「第7条の2第1項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第7条の2第3項の項を削り、同部第7条の3第1項の項中「第7条の3第1項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第7条の3第3項の項を削り、同部第9条第2項（第20条第10項において準用する場合を含む。）の項中「第20条第10項」の次に「及び第31条の23」を加え、「構造及び設備の変更承認」を「構造及び設備の変更（遊技機の増設、交替その他の変更）の承認」に改め、同部第9条第3項（第20条第10項において準用する場合を含む。）の項中「第20条第10項」の次に「及び第31条の23」を加え、同部第9条第4項の項中「第9条第4項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第9条第5項の項中「第9条第5項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第10条第1項及び第3項の項中「第10条第1項及び第3項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第10条の2第1項の項中「第10条の2第1項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を、「特例風俗営業者」の次に「（特例特定遊興飲食店営業者）」を加え、同部第10条の2第3項の項中「第10条の2第3項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第10条の2第4項の項中「第10条の2第4項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、「第10条の2第1項の認定」を「特例風俗営業者（特例特定遊興飲食店営業者）の認定」に改め、同部第10条の2第5項の項中「第10条の2第5項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第10条の2第7項及び第9項の項中「第10条の2第7項及び第9項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第20条第10項の項を削り、同部第24条第5項の項中「第24条第5項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第24条第6項の項中「第24条第6項」の次に「（第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、同部第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可
第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部第44条の項中「第44条」を「第44条第1項」に、「風俗営業団体」を「風俗営業団体等」に改め、同項の次に次のように加える。

第44条第2項	必要な助言、指導その他の措置
---------	----------------

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の部第11条第2項の項中「第11条第2項」を「第10条第2項（第78条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同部第11条第3項の項中「第11条第3項」を「第10条第3項（第78条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、「風俗営業管理者証」の次に「（特定遊興飲食店営業管理者証）」を加え、同部第17条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の項中「第17条第1項」を「第16条第1項」に、「第23条」を「第22条及び第84条」に改め、同部第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の項中「第17条第2項」を「第16条第2項」に、「第23条」を「第22条及び第84条」に改め、同部第21条第3項の項中「第21条第3項」を「第20条第3項」に改め、同部第21条第4項の項中「第21条第4項」を「第20条第4項」に改め、同部第27条第2項の項中「第27条第2項」を「第26条第2項（第94条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、「特例風俗営業者」の次に「（特例特定遊興飲食店営業者）」を加え、同部第39条第1項の項中「第39条第1項」を「第40条第1項（第97条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同部第39条第2項の項中「第39条第2項」を「第40条第2項（第97条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同部第43条第2項（第54条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。）の項中「第43条第2項」を「第44条第2項」に、「第54条第2項及び第65条第2項」を「第55条第2項及び第66条第2項」に改め、同部第44条（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の項中「第44条」を「第45条」に、「第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項」を「第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項」に改め、同部第45条第1項及び第2項（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の項中「第45条第1項及び第2項」を「第46条第1項及び第2項」に、「第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項」を「第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第88条第3項	特定遊興飲食店営業管理者証の受理
第88条第4項	特定遊興飲食店営業管理者証の交付及び書換え交付
第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱

別表風俗環境浄化協会に関する規則の部を次のように改める。

風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年	第5条第1項	事業計画書等の受理
	第5条第2項	事業報告書等の受理
国家公安委員会規則第3号）	第5条第3項	報告又は資料の徴収
	第9条第4項	風俗環境浄化協力団体に対する必要な助言、指導その他の措置

別表国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の部第2条第1項の項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同部第2条第2項の項中「第2条第2項」を「第3条第2項」に改め、同部第3条の項中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の部の改正規定は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第64号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成28年6月3日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成28年7月12日（火）から同月15日（金）まで及び同月19日（火）から同月21日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日、同月20日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成28年7月12日（火）から同月15日（金）まで及び同月19日（火）から同月21日（木）まで	9：00～17：00 （7月15日は12：00まで、同月19日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成28年7月12日（火）から同月15日（金）まで及び同月19日（火）から同月21日（木）まで	9：00～17：00 （7月15日は12：00まで、同月19日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	平成28年7月12日（火）から同月15日（金）まで並びに同月20日（水）及び同月21日（木）	9：00～17：00 （7月15日は12：00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成28年7月15日（金）及び同月19日（火）から同月21日（木）まで	9：00～18：00 （7月15日は13：00～17：00、同月21日は17：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成28年7月19日（火）から同月21日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成28年7月19日（火）から同月21日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日は13：00～17：00）	

法第2号第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	平成28年7月20日（水）及び同月21日（木）	9：00～17：00	
---------------------------------------	-------------------------	------------	--

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(4) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習1号	平成28年6月13日（月）から同月17日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習2号	平成28年6月14日（火）から同月17日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習3号	平成28年6月15日（水）から同月17日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習4号	平成28年6月15日（水）から同月17日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

追加取得講習1号	平成28年6月15日(水)から同月17日(金)まで	9:00~11:30、13:30~17:00
追加取得講習2号	平成28年6月15日(水)から同月17日(金)まで	9:00~11:30、13:30~17:00
追加取得講習3号	平成28年6月15日(水)から同月17日(金)まで	9:00~11:30、13:30~17:00
追加取得講習4号	平成28年6月15日(水)から同月17日(金)まで	9:00~11:30、13:30~17:00

イ 受講者の決定等

- (7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。
- (4) アの(4)の受付期日満了後、予約専用電話に電話をかけた者に対し、受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

- (7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。
- (4) 予約の際には、受講を希望する講習の区分(複数の講習の区分を希望することは、認めない。)、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。
- (7) アの(7)の予約を行い、又はイの(4)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したことはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

- (1)のイの(4)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

平成28年6月27日(月)から7月1日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

- (7) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(写真(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの)を貼り付けたもの)
- (4) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通
- a 5の(1)のアに該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- b 5の(1)のイに該当する者
5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し
- c 5の(1)のウに該当する者
5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- d 5の(1)のエに該当する者
5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し
- e 5の(1)のオに該当する者
5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (7) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通
- (5) 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア	新規取得講習1号	47,000円
イ	新規取得講習2号	38,000円
ウ	新規取得講習3号	38,000円
エ	新規取得講習4号	34,000円
オ	追加取得講習1号	23,000円
カ	追加取得講習2号	14,000円
キ	追加取得講習3号	14,000円
ク	追加取得講習4号	10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

- (2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3034）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。